（センターによる立入検査等）

第四十条　農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、センターに、登録認定機関又はその登録認定機関とその業務に関して関係のある事業者の事業所等に立ち入り、認定等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。

2　農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに立入検査又は質問を行わせる場合には、センターに対し、当該立入検査又は質問の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3　センターは、前項の指示に従って第一項の規定による立入検査又は質問を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

4　第三十八条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による立入検査及び質問について準用する。

（センターに対する命令）

第四十一条　農林水産大臣は、前条第一項の規定による立入検査又は質問の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

（認定輸出事業者に対する報告の徴収）

第四十二条　農林水産大臣は、認定輸出事業者に対し、認定輸出事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

（主務大臣等）

第四十三条　この法律における主務大臣は、政令で定めるところにより、農林水産大臣、財務大臣又は厚生労働大臣とする。

2　この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（権限の委任）

第四十四条　この法律に規定する農林水産大臣及び主務大臣の権限は、農林水産大臣の権限にあっては農林水産省令で定めるところにより、主務大臣の権限にあっては主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長にそれぞれ委任することができる。

（事務の区分）

第四十五条　第三十八条第二項の規定により都道府県等が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（農林水産省令等への委任）

第四十六条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、農林水産省令又は主務省令で定める。

第八章　罰則

第四十七条　第三十条第二項の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした登録認定機関（当該登録認定機関が法人である場合にあっては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十八条　第三十二条の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十九条　第三十九条第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項若しくは第四十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十条　次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合においては、その違反行為をした登録認定機関（当該登録認定機関が法人である場合にあっては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第十七条第六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二　第二十六条第一項の規定による届出をしないで業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

三　第三十一条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

第五十一条　第四十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十二条　法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第四十七条又は前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

2　人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十三条　第四十一条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

第五十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一　第二十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第二十七条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項の規定による請求を拒んだ者

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和二年四月一日から施行する。

（地方自治法の一部改正）

第二条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）	第三十八条第二項の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務

（登録免許税法の一部改正）

第三条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第八十七号の二の次に次のように加える。

八十七の三	施設認定農林水産物等の適合施設に係る登録認定機関の登録	
	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第二条第三項（登録認定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円